

オンライン資格確認の導入の猶予届出 医療機関等向けポータルサイトフォームでの届出（1/3）

- ・ 猶予類型（第1号～第6号）を選択し、選択した猶予類型に応じた必要事項を入力してください。（選択した猶予類型以外の項目は入力できません）
- ・ 猶予類型として第1号を選択した場合、添付書類をアップロードしてください。
- ・ 猶予類型として第6号を選択した場合、困難な事情を確認できる書類がある場合は添付書類をアップロードしてください。

猶予届出書の記載事項

オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係 医療機関等向けポータルサイト

オンライン資格確認導入の猶予届出

オンライン資格確認導入の猶予類型

- オンライン資格確認の導入の原則義務付けについて、令和5年3月31日末時点で、やむを得ない事情がある保険医療機関・薬局については、本フォームにより経過措置の届出（猶予届出）を行うことができます。
- 該当するオンライン資格確認導入の猶予類型を選択の上、猶予類型ごとに必要な事項の入力と資料の添付を行ってください。
- 経過措置・猶予届出に係る詳細については、[オンライン資格確認の原則義務化に関する特設ページ（クリック）](#)をご確認ください。

やむを得ない事情があるものとして、オンライン資格確認導入の猶予類型（以下の第1号から第6号まで）のうち該当するもののいずれかにチェックし、チェックされた猶予類型に該当する項目（第1号～第6号）を入力してください。（チェックされた猶予類型以外の項目（第1号～第6号）は入力できません。）

猶予類型 **必須**

- 第1号:令和5年2月末までにシステム事業者と契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の保険医療機関・薬局(システム整備中)
- 第2号:オンライン資格確認に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない保険医療機関・薬局(ネットワーク環境事情)
- 第3号:訪問診療のみを実施する保険医療機関
- 第4号:改装工事中、臨時施設の保険医療機関・薬局
- 第5号:廃止・休止に関する計画を定めている保険医療機関・薬局
- 第6号:その他特に困難な事情がある保険医療機関・薬局

猶予類型のうち、該当するもののいずれかに
チェックをしてください